

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 平成29年10月北九州市恒見財産区議会定例会の招集【財政局財務部財産活用推進課】 2

### ◇ 公 告

- 北九州市農業振興地域整備計画の変更案等の縦覧【産業経済局農林水産部農林課】 3
- 一般競争入札による市有財産の売払い【産業経済局農林水産部水産課】 4

北九州市告示第 384 号

平成 29 年 10 月北九州市恒見財産区議会定例会を次のとおり招集する。

平成 29 年 9 月 12 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 期日 平成 29 年 10 月 5 日

2 場所 恒見集会所会議室（北九州市門司区恒見町 2 1 番 1 号）

北九州市公告第 6 3 8 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 1 項の規定により、北九州市農業振興地域整備計画を変更するので、同条第 4 項において準用する同法第 1 1 条第 1 項の規定により公告し、変更後の農業振興地域整備計画案及び変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成 2 9 年 9 月 1 2 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 変更後の農業振興地域整備計画案の縦覧期間

平成 2 9 年 9 月 1 2 日から同年 1 0 月 1 2 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 7 8 号）第 3 条に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

2 変更後の農業振興地域整備計画案の縦覧場所

北九州市小倉北区内 1 番 1 号

北九州市産業経済局農林水産部農林課

3 意見書の提出について

本市に住所を有する者は、上記縦覧期間満了の日までに、変更後の農業振興地域整備計画案について、本市に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書は、要旨を取りまとめ処理結果を公告する。

4 異議の申出について

農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、変更後の農用地利用計画案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 5 日以内に本市にこれを申し出ることができる。

北九州市公告第639号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年9月12日

北九州市長 北 橋 健 治

1 売り払う物件

別表のとおり

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局農林水産部水産課

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から平成29年11月2日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

3 入札条件を示す場所及び期間

(1) 場所

ア 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局農林水産部水産課

イ 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市市民文化スポーツ局市民総務部広聴課

ウ 各区役所総務企画課及び出張所

(2) 期間

公告日から平成29年11月2日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

(1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局農林水産部水産課

(2) 期間 平成29年9月15日から同年9月29日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時 別表のとおり

(2) 開札日時 入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所7階71会議室

6 入札保証金

(1) 1物件につき5万円又は入札金額の100分の10以上

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

7 入札に参加することができる者の資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び契約規則第2条に定めるところによる。

8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に参加しようとする者が損失を受けても、市は、補償の責めを負わない。

10 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け、売り払う。

(1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局農林水産部水産課

(2) 受付期間

平成29年11月20日から平成30年3月30日まで（日曜日等及び平成29年12月29日から平成30年1月3日までの日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

11 入札に係る問合わせ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局農林水産部水産課

電話 093-582-2086

## 別表

区 画 番 号	売 り 払 う 物 件				入 札 日 時
	所 在 地	公 簿 地 目	実 測 面 積 (㎡)	最 低 売 却 価 格 (円)	
6	若松区大字安屋 3 6 8 4 番地 6	宅地	254.71	6,880,000	平成 2 9 年 1 1 月 1 日 (水) 午前 9 時 3 0 分
10	若松区大字安屋 3 6 8 4 番地 1 0	宅地	255.00	6,760,000	平成 2 9 年 1 1 月 1 日 (水) 午前 1 0 時
12	若松区大字安屋 3 6 8 5 番地 1	宅地	258.56	6,780,000	平成 2 9 年 1 1 月 1 日 (水) 午前 1 0 時 3 0 分
17	若松区大字安屋 3 6 8 6 番地 2	宅地	254.98	6,690,000	平成 2 9 年 1 1 月 1 日 (水) 午前 1 1 時
18	若松区大字安屋 3 6 8 6 番地 3	宅地	254.97	6,690,000	平成 2 9 年 1 1 月 1 日 (水) 午前 1 1 時 3 0 分
19	若松区大字安屋 3 6 8 6 番地 4	宅地	255.01	6,690,000	平成 2 9 年 1 1 月 1 日 (水) 午後 1 時
20	若松区大字安屋 3 6 8 6 番地 5	宅地	252.69	6,780,000	平成 2 9 年 1 1 月 1 日 (水) 午後 1 時 3 0 分
23	若松区大字安屋 3 6 8 6 番地 1 5	宅地	254.72	7,010,000	平成 2 9 年 1 1 月 1 日 (水) 午後 2 時
28	若松区大字安屋 3 6 8 7 番地 1 5 及 び 3 6 8 7	宅地	339.98	9,120,000	平成 2 9 年 1 1 月 1 日 (水) 午後 2 時 3 0 分

	番地 1 6				
29	若松区大字安屋 3 6 8 7 番地 4	宅地	255.00	6,840,000	平成 2 9 年 1 1 月 1 日 (水) 午後 3 時
39	若松区大字安屋 3 6 8 8 番地 2	宅地	268.59	7,040,000	平成 2 9 年 1 1 月 2 日 (木) 午前 9 時 3 0 分
40	若松区大字安屋 3 6 8 8 番地 3	宅地	268.59	7,040,000	平成 2 9 年 1 1 月 2 日 (木) 午前 1 0 時
41	若松区大字安屋 3 6 8 8 番地 4	宅地	268.59	7,040,000	平成 2 9 年 1 1 月 2 日 (木) 午前 1 0 時 3 0 分